

選定基準

基準（条例 第19条第3項）			様式 番号	配点 ※1
市民の正当かつ公平な利用が確保されていること	施設の設置目的を踏まえた効果的な管理・運営方針、意欲、目標等	公の施設の管理・運営について理解し、意欲をもっているか	15-1	10
		図書館の設置目的を理解したうえで、効果的な管理・運営方針を提案し、かつ、目標を設定しているか	15-2	
総合図書館の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られること	利用者に対するサービスの質の確保及び向上	利用者ニーズを的確に把握し、管理・運営に反映させる工夫があるか。 サービスの向上に効果的な提案をしているか。	15-3	20
		利用者等からの苦情等を把握し、対処する方法がとられているなど、公平な利用を図るための取り組み姿勢があるか	15-4	
	提案額・経費縮減効果	予算額の積算根拠が適切であり、収支計画に妥当性があるか	16	10
		経費を縮減するための工夫がなされているか	16-1	
総合図書館の管理をするために必要な経済的基礎及び的確に遂行するために必要な能力が十分であること	管理責任体制及び要員配置計画	組織や管理・運営体制が明確に示され、必要な資格や経験等を有する職員など、十分な要員配置が行われているか	15-5	50
		業務の年間スケジュールは的確で効果的効率的であるか	15-6	
	施設の管理・運営の考え方、再委託業務内容	施設の維持管理や警備の内容が的確で効果的、効率的であるか	15-7	
		業務の一部を委託する場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小となるように工夫されているか	15-8	
		総合図書館と同規模の公の施設の管理・運営の業務実績や必要なノウハウがあり、確実に実行可能な提案内容となっているか	15-9	
	職員の育成計画	必要な研修体制が具体的かつ効果的に講じているか	15-10	40
	危機管理・安全対策	事故災害発生時に対する危機管理体制や、安全対策がとられているか	15-11	
	個人情報の保護	個人情報保護への取り組みがなされているか	15-12	
	環境への配慮	環境配慮その他福岡市の施策に貢献する取り組みを提案しているか	15-13	
	安定的な経営基盤	経営状況が良好で、安定的な管理・運営が可能となる財政的基盤を有しているか	※2	
	その他	地場中小企業の育成	福岡市に主たる事業所を有する地場企業であり、かつ中小企業基本法に定める中小企業であるか	7、12 ※3
近隣地域との連携		図書館近隣地域との連携や貢献についての提案があるか	15-14	
指定管理者企画事業		利用者サービスや施設の魅力向上のために効果的な、指定管理者企画事業を提案している。	15-15	
合計				150

審査方法

※1 各項目5段階評価（A:非常に優れている、B:優れている、C:普通、D:劣っている、E:非常に劣っている）を基本として、「E」評価がある場合には、その項目について再協議を行います。（再協議の結果、一項目でも「E」評価となった事業者は、総合得点と関係なく最下位とします。）また、上記配点の合計150点満点中、90点を指定管理者の候補者とするための最低基準とし、最低基準を満たさない場合は選定しません。

※2 募集要項第4章2（2）に記載の応募書類により審査します。

※3 以下のとおり5段階評価とします。

- A：構成団体のすべてが地場中小企業である
- B：構成団体のすべてが地場企業かつ構成団体の一部が地場中小企業
- C：構成団体のすべてが地場企業かつ構成団体のすべてが中小企業以外
構成団体の一部が地場企業かつ構成団体の一部が地場中小企業
- D：構成団体の一部が地場企業かつ構成団体のすべてが地場中小企業以外
- E：構成団体のすべてが地場中小企業以外